

保シテ三月末迄ハ切替ルコト

(三) 問題解決迄ノ日迄ノ支給セラレタシ

(四) 社費ニシテ支給スルニ付テハ支給セザル

ノコト

(五) 被解雇者ニ付テハ再興ノトキハ就職先ノ決定ニ伴ヒ

先立メ附共セラレシ

(六) 本社ノ職守ニシテ其地身ノ除クハ他ノ職守ニシテ

三日迄全額ノ支給スル様取計ナラシ

(七) 退職金等ノ付与セラレクシ

原簿

尚ホ本社ノ職守ノ支給先ニ決定スルハ印ハ本月三十一日
本社ニ於テ行フコト

(三) 封(三)内ノ様様)ノ交付ノルコト
(四) (四)ヲ一括シムコト
(五) 本圖ノ支給スル外全

(2) 明革独立自由團

會社ニ對シ自派ニ屬スル解雇者全部ノ復職方ヲ交
渉セルニ拒絕セラレ一時昂奮シテ罷急業ニ依リ會
社ニ抗爭スルニ至リ其後漸次冷靜ニ
取リ解雇者ノ殆ト全部ハ他ニ就職スルニ至リ總同
盟側交渉経過ノ觀望シ居リタルカ前記解決條件ニ
基キ會社ニ交渉ヲ再開スルニ協議シ居レリ

(3) 無所属

何等ノ行動ナク會社ニ對シ他派ノ解決條件ト同様
ニ取計ヲハレ度シト申込居レリ

二 事業主側

解雇發表以來減留職工ハ罷急業等ノ事ナク誠實ニ業